

## ふるさと納税ワンストップ特例制度

この制度は、確定申告を行わない給与所得者のみの方などがふるさと納税を行う際、個人住民税が課税されている市区町村に対する寄附控除の申請を、寄附先の市区町村などが寄附者に代わって行うことを申請できる制度です。この制度を利用できる方は、以下の要件に該当する方のみとなります。

- ・給与所得のみの方などで、確定申告を行う必要がない方
- ・今年中（1月～12月）に行う「ふるさと納税」の寄附先が5団体以下の方

※給与所得のみの方でも、医療費控除などの各種控除、株式などの所得を申告する方は対象外となります。

### ■制度の申請手続きについて

#### ◇申請方法

制度の利用を希望される方は、以下の「申告特例申請書」を翌年1月10日必着で村田町へ提出してください。マイナンバー導入に伴い、なりすまし防止のために「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」の写しを申請書と一緒に郵送していただくことが必須となりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、下記の表の書類をご用意ください。

	個人番号カードをお持ちの方	通知カードをお持ちの方	個人番号カード・通知カードのどちらも無い方
個人番号確認の書類	個人番号カードの裏面の写し	通知カードの写し	個人番号が記載された住民票の写し
本人確認の書類	個人番号カードの表面の写し	下記のいずれかの身分証の写しを1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul> ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるよう写しをお取りください。 上記の身分証がない場合 健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写し等、いずれか2点 ※氏名のほか、生年月日または住所が確認できるように写しをお取りください。	下記のいずれかの身分証の写しを1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・旅券（パスポート）</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> </ul> ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるよう写しをお取りください。 上記の身分証がない場合 健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写し等、いずれか2点 ※氏名のほか、生年月日または住所が確認できるように写しをお取りください。

#### ◇申請の完了について

申請書（変更届出書）の提出とふるさと納税の入金を確認した後、村田町より受付書を郵送させていただきます。受付書は制度申請完了の証明となりますので、大切に保管してください。